○近畿地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	栗東市小野字南尾五三番二から同市上砥山字砥坪九〇九番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三十日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考		
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷六五番一まで	前	A	一〇・五〇～二〇・一九メートル	五一・五〇～三五〇・八三キロメートル	八・〇〇二	上記A、B及びCは、関係図面に表示する区分をいう。
		B	三七・四二～一二五・六〇	三・三六三		
		C	一〇・五〇～一〇・五七	五一・五〇～七六・三二	三・三六三	
	後	A	一〇・五〇～二〇・一九	五一・五〇～三五〇・八三	八・〇〇二	
		B	三七・四二～一二五・六〇	三・三六三		
		C	九・七四～一〇・五七	三五〇・八三～七六・三二	三・三六三	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

国会事項

衆議院

議事日程

四月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号

令和八年四月二十八日（火曜日）

午後一時開議

第一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

第二　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

質問主意書提出

四月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

ＥＶバス等への補助事業に対する報道の影響に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三八号）

小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三九号）

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱及び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の同行に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四〇号）

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理解職

国務大臣　鈴木　憲和

環境大臣石原宏高帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　鈴木　憲和

内閣府特命担当大臣石原宏高帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる（以上四月二十六日）

法務省

（秋田地方検察庁検事正兼仙台高等検察庁秋田支部長）検事　石原　香代

最高検察庁検事に配置換する

仙台高等検察庁検事の併任を解除する

（名古屋地方検察庁岡崎支部長）

同　冨田　寛

秋田地方検察庁検事正に配置換する

仙台高等検察庁検事に併任する

仙台高等検察庁秋田支部勤務を命ずる

仙台高等検察庁秋田支部長を命ずる

（最高検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所研究部長）同　野原　一郎

名古屋地方検察庁検事に配置換する

名古屋地方検察庁岡崎支部勤務を命ずる

名古屋地方検察庁岡崎支部長を命ずる

（東京高等検察庁検事）同　上島　大輔

法務総合研究所教官・法務総合研究所研究部長に充てる

（東京地方検察庁検事）同　寺田　太郎

公正取引委員会に出向させる

東京地方検察庁検事に併任する（以上四月二十日）

（横浜地方検察庁検事）検事　地引　彩乃

東京地方検察庁検事に配置換する（四月二十二日）

札幌市

辞職　新　旧

同　（交通事業管理者）　芝井　静男

同　（水道事業管理者）　村瀬　利英

同　（会計管理者）　木村　良彦

同　（子ども未来局長）　佐藤　学

同　（経済観光局長）　坂井　智則

同　（都市局長）　釜石　睦由

同　（監査事務局長）　奥村　俊文

（以上三月三十一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、四月二十一日午前九時三十五分御出門、第四十一回世界獣医師会大会に御臨席のため、東京国際フォーラム（千代田区）へ行幸啓、同日午後二時三十七分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年四月三十日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和８年３月18日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(9)第24482号	株式会社すがファイナンス
東京都知事(1)第32047号	ブルーホライゾン債権回収株式会社
愛知県知事(1)第04228号	株式会社大晃